

215

平成30年1月

けんぽだより

大阪府建築健康保険組合

(海遊館)



ご家庭にお持ち帰りになり皆さんでお読みください

新年ご挨拶



大阪府建築健康保険組合

理事長 沼田 亘

あけましておめでとうございます。

被保険者ならびにご家族の皆さまには、明るくお健やかな新春をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。平素より当健保組合の事業運営に格別のご支援とご協力とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は各界で新記録が目立った年でした。将棋では14歳の藤井聡太四段が29連勝と30年ぶりに最多連勝記録を更新してブームとなりました。スポーツでは男子陸上1000mの桐生祥秀選手が日本人で初めて9秒台をマークし、大相撲の横綱・白鵬は前人未到の1048勝の歴代新記録を樹立しました。今年は2～3月に韓国で平昌五輪、6～7月にFIFAワールドカップロシア大会が開催されます。2年後に迫る東京五輪を控え、日本選手の活躍と新たなヒーロー、ヒロインの登場を期待した

いものです。

一方、社会保障の分野では、2025年に向けて高齢者の増加に対し制度を支える若年者の減少がますます顕著になることから、国民皆保険の維持のために高齢者医療制度の構造改革は喫緊の課題です。政府は今後の社会保障改革の方針として、これまでの高齢者に手厚い構造から全世代型に転換することを掲げています。健保組合としては、国による社会保障制度の新しいビジョンを期待しつつ、現役世代の負担軽減の実現のために、より公平な高齢者医療の負担構造の改革を訴えてまいります。

健保組合は財政面で依然厳しい状況が続いておりますが、平成30年度からデータヘルス計画の本格稼働である第2期がスタートします。また、生活習慣病予防を目的とする特定健診の実施は第3期に入ります。当健保組合としては、これまで以上に実効性の高い保健事業を推進するため、データヘルス計画の取り組みを強化するとともに、特定健診・特定保健指導の受診率向上に向けた広報活動等を行ってまいります。

皆さまにおかれましても、健康に対する意識をさらに高めていただき、保健事業をご活用いただきながらご自身の健康を守っていただくようお願いいたします。

本年もどうぞよろしく

役員一同(アイウエオ順)



・吉田 敏昭	・横田 友行	・陸田 信彦	・藤木 玄三	・深尾 元詞	・久田 恵士	・原 恭平	・沼田 亘	・長見 隆重	・寺嶋 隆男	・田中 健一	・竹田 秀道	・瀧澤 正弘	・高垣 久夫	・大道 啓一	・杉原 繁	・近藤 洋史	・小南 和也	・桐野 正晴	・川上 耕司	・兼塚 卓也	・尾崎 克哉	・岡本 弘之	・岩田 恵二	・岩城 光宏	・生島 宣幸
--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------



平成29年度 健康保険組合全国大会が開催されました

迫る超高齢社会！

皆保険の存続へ改革断行！！

—優れた保険者機能を発揮し、我々が皆保険を守る

去る11月28日、東京国際フォーラムにおいて、全国1400の健保組合の役員ら約3500名が集結して、「平成29年度健康保険組合全国大会」が開催されました。

健康保険組合連合会の大塚陸毅会長は「支える側である現役世代の納得性を高めるためにも負担に一定の

歯止めをかけ、高齢者にも応分の負担をしてもらうことが必要だ」と述べ、高齢者医療費の負担構造改革の必要性を訴えました。

迫る超高齢社会の中で国民皆保険の存続のために改革を求める決議は、満場一致で採択され、出席者は皆保険を守る決意を新たにしました。

決 議

世界に誇るわが国の皆保険制度は、加速度的に進行する超高齢化と継続する医療費の増加により、特に保険財政の面から大きな危機に直面している。皆保険制度を支える、われわれ健康保険組合も、増え続ける拠出金負担により財政が圧迫され、その存続さえも脅かされている。

健保連が行った将来推計では、2025年度には国民医療費が現在の1.4倍、約58兆円まで増加し、特に高齢者医療費はこれ以上の伸びを示すと見込まれる。現在、高齢者医療費への拠出金が加入者に対する法定給付費を上回るという非常に厳しい健康保険組合が多数ある中で、2025年度には組合全体で拠出金割合が50%を超える異常な事態が発生する。また、この間に被保険者1人当たりの年間保険料は約18万円も増加し、現役世代の負担は限界を超える水準に達することは確実である。

国民の生活基盤である皆保険制度を存続させるためには、現役世代の負担を軽減する「高齢者医療費の負担構造改革」が急務である。消費税率の引き上げなどにより必要な財源を確保しつつ、少なくとも拠出金負担割合に50%の上限を設定し、上限を超える部分は国庫で負担するなどの具体策を講じて、現役世代の負担に一定の歯止めをかけなければならない。また、制度の持続性を高めるためには、あらゆる方策を通じて医療費全体の伸びを抑制することが不可欠である。国に対しては、実効ある医療費適正化対策の断行を強く求める。

われわれ健康保険組合は、自主・自立の組織という特性を生かして、事業主との連携のもと、加入者の実態に沿ったきめ細かい健康保持・増進、疾病予防などの保健事業を推進するとともに、医療費適正化への積極的な取り組みなど優れた保険者機能を最大限発揮してきた。これからも、皆保険制度の中核を担う保険者として制度を守りぬくための活動を、これまで以上の努力と使命感をもって粘り強く行っていく所存である。

将来にわたって国民が安心でき、公平性、納得性の高い皆保険制度の実現に向けた抜本的改革の断行を求め、われわれ健康保険組合は次の事項を組織の総意をもってここに決議する。

- 一、拠出金負担に50%の上限、現役世代の負担に歯止めを
- 一、高齢者医療費の負担構造改革の早期実現
- 一、実効ある医療費適正化対策の確実な実施
- 一、生涯現役社会を目指し、保健事業等の積極的な推進

平成29年11月28日

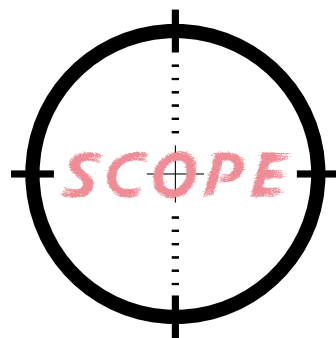
迫る超高齢社会！

皆保険の存続へ改革断行！！

—優れた保険者機能を発揮し、
我々が皆保険を守る

平成29年度健康保険組合全国大会





2025年に向けて問われる 国民皆保険を守る覚悟

健康保険組合連合会は「2025年度に向けた国民医療費等の推計」を発表しました。

推計によれば、国民医療費は高齢者の医療費の増加で2025年度には2015年度の1・4倍の57・8兆円に上るとされています。この結果、高齢者医療への納付金の増加から保険料率を引き上げる健保組合が続出し、協会けんぽを上回る保険料率となる380組合（全体の4分の1）が解散を検討せざるを得なくなるとしています。

日本の健康保険制度は世界で最も優れた制度といわれます。誰でもいつでもどこでも医療を安心して受けられる仕組みとして、世界でも有数の長寿国の実現を支えてきました。

しかし、医療費の増加で制度を支える現役世代の負担は非常に重くなり、このままでは国民皆保険を持続させることができなくなると言っても過言ではありません。

このような状況下で早急に考えなければならぬのは、「医療費の増加をどのように抑制するか」「高齢者の医療費の負担を誰がどう支えるか」の2点です。

できるだけ医療の質を落とさずに医療費の増加を抑制するためには、これまで以上に無駄のない医療とする必要があります。例えば健康保険が使える医療の範囲を狭める方向で保険給付を見直す、薬の重複投与・飲み残しを減らす薬局での服薬指導を義務付ける、特

別な理由がない場合は原則ジェネリック医薬品を使用するなどが考えられます。どれもまだ実施されていませんが、患者にとって負担になることでも、医療費を抑制して制度全体を支えるために必要なものであれば、先送りすることなく実施すべきです。

高齢者医療費の負担構造については、高齢者「支えられる側」という意識を変え、健康で働く意欲のある人には積極的に制度を支える側に加わってもらうことが重要です。高齢になっても働けることは、単に働き手を増やすという意味だけでなく、高齢になっても社会との関係を持続して生きがいを持って暮らせる「生涯現役社会」につながります。年齢にかかわらず制度を支えるための応分の負担として、75歳以上の人の自己負担割合を段階的に2割にしていくべきだと考えます。

現在の健康保険制度は貴重な保険料や税金など、国民が負担する多額の費用を投じることと支えられています。窓口での支払いなど目に見える負担に注目しがちですが、医療費には目に見えない形で負担している費用がたくさんあります。

負担増となる制度の見直しが行われるのは嫌なものです。しかし、今問われているのは「国民皆保険をみんなで守る」という覚悟です。一人一人が健康保険の制度を支える担い手であることを忘れないでください。



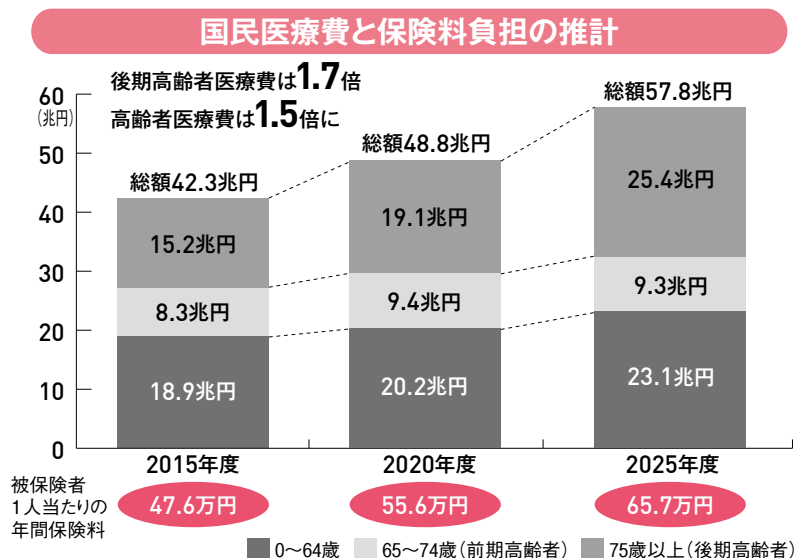
（2025年の医療費）

医療費の増加が続いていますが、2025年はどうなっているのでしょうか。増加する医療費をどのように支えていくかが問われています。

2025年度の国民医療費は約58兆円に

健保連の推計では、国内の医療費の総額となる国民医療費は、2025年には2015年の約1.4倍の57.8兆円になるとされています。特に増加が著しいのが75歳以上の後期高齢者の医療費です。医療費の増加に伴い、保険料率の引き上げが必要となり、健保組合の被保険者1人当たりの年間保険料も約18万円増加します。

全国の健保組合のうち、保険料率が協会けんぽを上回る380組合（全体の27%）では、解散を検討せざるを得ない状況となると見られています。

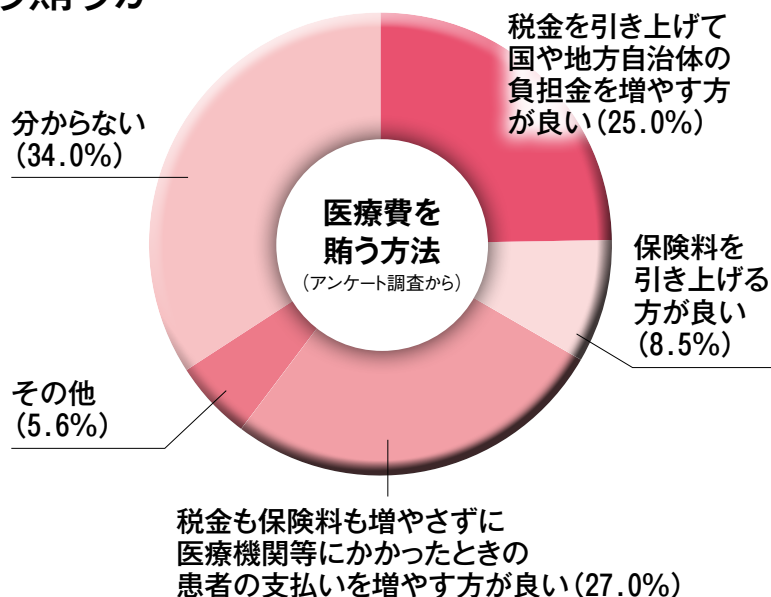


（健康保険組合連合会「2025年度に向けた国民医療費等の推計」より）

増加する医療費をどう賄うか

増加する医療費を賄う方法について尋ねたアンケート調査の結果によれば、「医療機関等にかかったときの患者の支払いを増やす」や「税金を上げて国・地方自治体の負担金を増やす」と答える人が多く、「保険料を上げると答えた人は少なくなっています。

自己負担・税金・保険料のどれを選ぶにしても負担するのは国民自身です。負担増を最小限にとどめるためにも、これまで以上の医療費適正化の努力に加えて、保険給付の範囲の見直しなどの医療費抑制策が必要になると見られています。

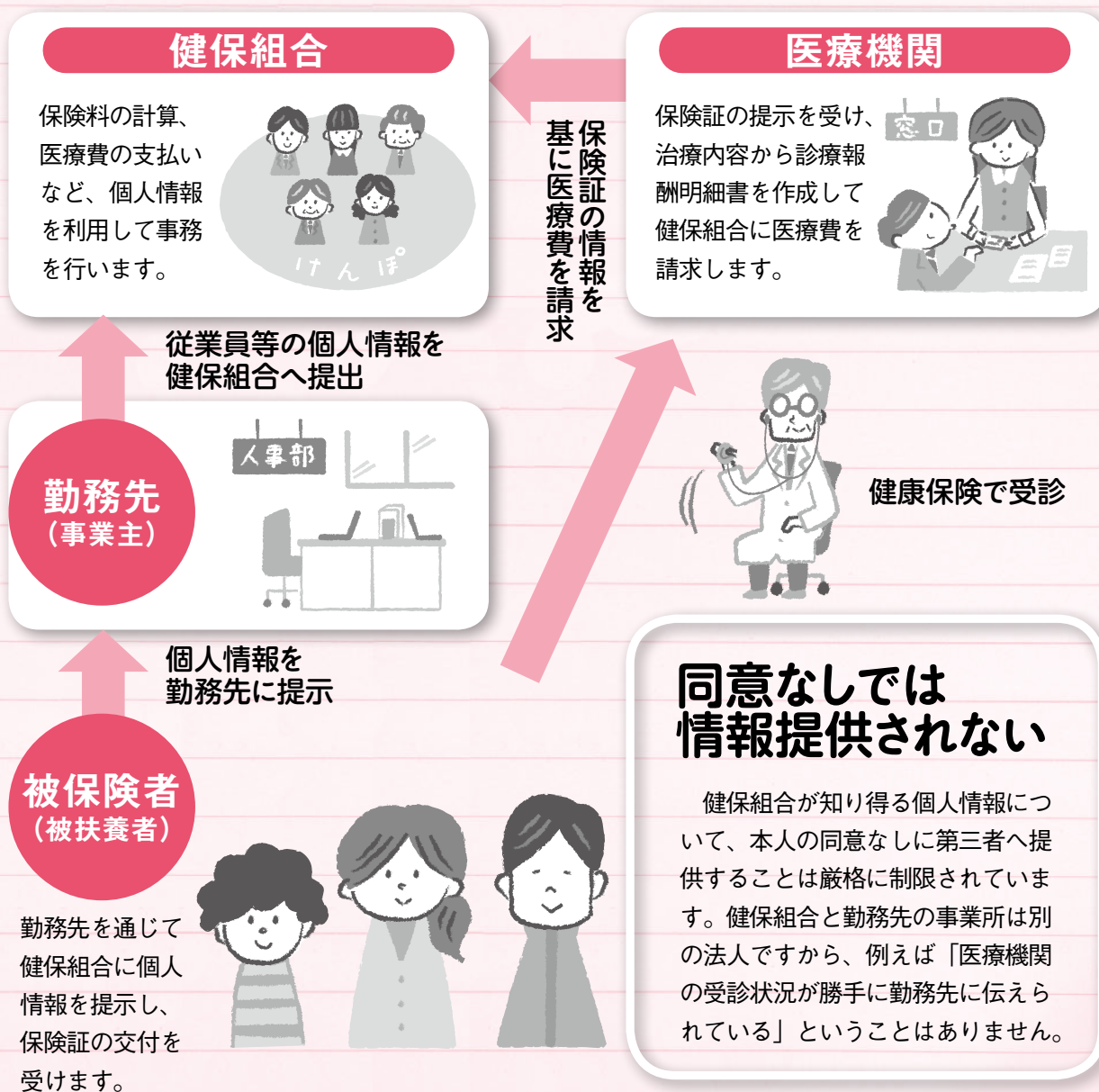


（健康保険組合連合会「医療・医療保険制度に関する国民意識調査」より）

個人情報利用

健康保険の事務ではさまざまな個人情報を使用します。
健保組合では個人情報保護法や利用のためのガイドライン等に従い、
個人情報を大切に扱っています。

医療機関を受診した場合の 個人情報の流れ



※退職後の任意継続被保険者の場合は、直接健保組合へ個人情報を提示します。

健康保険の事務には 個人情報がかかせない

個人情報保護法では、生存する個人を特定できる情報を個人情報と定義しています。氏名・生年月日、顔写真だけでなく、身体の状態、財産、職種、所属なども個人情報に当たります。

健康保険の事務では、保険証の発行、保険料の徴収、医療費の支払い、保健事業の実施など、あらゆる場面で個人情報がかかせません。健康保険で使用する個人情報には収入や家族構成、病歴、健診の結果など、プライバシーに関わる情報が大多数を占めているため、健保組合では法律や厚生労働省のガイドラインなどに従って、個人情報を利用する際は大切に取り扱っています。

健保組合には保有する個人情報の内容と利用目的・範囲を明確にして、それを公開することが義務付けられています。

健保と勤務先は別の法人 同意なしでは提供されない

2017年に
全面施行された
改正個人情報保
護法では、人種



や信条、病歴など特に取り扱いに注意が必要な個人情報を「要配慮個人情報」と定義し、より厳格な取り扱いを義務付けています。要配慮個人情報の取得や提供を本人の同意なしで行うことはできません。例えば勤務先が健保組合から個人の健康情報の提供を受けた場合、これまでも本人の同意が必要でしたが、改めて法律で明確化されたこととなります。

個人情報の共同利用で コラボヘルスを行う

一方で、事業所の健診を健保組合と共同で実施する場合などでは、個人情報の共同利用として、健保組合と事業所で健診や保健指導の結果が共有されることがあります。この場合、健保組合はあらかじめ共同利用であること、利用の範囲・項目などを公表しなければなりません。

健保組合と会社が連携して従業員の健康を守る「コラボヘルス」のためには、個人情報の共同利用はなくてはならないものです。より効果的に健康増進のための事業を行うために、個人情報を守りながら有効に活用する仕組みになっています。

「黙示による同意」で 第三者提供を行うことがあります

個人情報を第三者に提供する際は本人の同意を得るのが原則です。

ただし、健康保険の業務で通常必要な範囲で皆さまの利益となる場合などでは、あらかじめ利用目的や範囲を公表しておき、明確な反対の意思が示されない場合には同意が得られているとして扱うことができます。これを「黙示による同意」といいます。

もちろん、どのような個人情報でも黙示による同意で提供できるわけではありません。提供することで不当な差別や不利益が生じる可能性がある病歴などの要配慮個人情報は、書面や口頭などによる本人の同意なしで第三者に提供することは禁止されています。

「黙示による同意」

個人情報の
利用目的

ダメな場合は
申し出て
ください



○ 提供可

- ①高額療養費など給付の実施
- ②マイナンバーの利用事務
- ③医療機関への健診の委託
- ④レセプトの審査や点検の委託

など

✕ 提供不可

- ①病歴や治療内容
- ②犯罪被害の事実
- ③申請書に記載された障害の内容

など



【群馬県・高崎市】

榛名山

祈	り	を
感	じ	る
旅		



信仰と修行の
場として
私たちを
出迎える

榛

名山は古来より山岳信仰を受け、修験者の修行の山となっていた。山の標高は1449mで、その1100m付近の場所には噴火でできたカルデラ湖の「榛名湖」がある。冬の時期には湖面が氷に覆われるため、その氷に穴を開けワカサギ釣りを楽しむ姿が風物詩となっているが、ここ数年は氷が薄く、実施が難しいそう。それでも、雪道からそのまま続くように広がる湖面は、人をいざない立ち止まらせる。

湖の脇には、富士山のように均整のとれた「榛名富士」がそびえ立っており、周囲には複数のトレッキングコースが設置されているため、観光客に交ざり登山姿で歩いている人も多い。早速コースの一つ、榛名富士を正面に構える「硯石」に照準を絞ってトレッキングを試みたが、さすが冬。足元



榛名湖の周辺ではワカサギのフライを味わうことができる。その甘くてふっくらとした身は格別の味わいだ。

榛名山ロープウェイは頂上へ一気に向かい、わずか3分ほどで到着する。展望デッキからは、運がよければ本物の富士山を眺められることも。



photo/yuichi itabashi



本殿をはじめ数々の建造物が国の重要文化財に指定されている榛名神社。参道では、随所に七福神が出迎えてくれる。ご神水に浸すと文字が浮かび上がる御神水おみくじも人気だ。



高崎名物、縁起だるまの発祥の地「少林山達磨寺」。その本堂には、納められただるまたちが幾重にも積み重ねられている。本堂隣の達磨堂に展示されている全国各地のだるまもなかなかの見応え。

高さ41.8m、地上約9階に相当する「百衣大観音」は、市内からもその姿を確認することができる。胎内拝観で中に入ると、肩付近まで登る間に極彩色の20体の仏像が安置されている。

榛名富士を満喫した後は、いよいよ信仰の中心となる「榛名神社」。本殿までは、距離はあるものの、道の周囲を木々や苔むした岩が囲み、力強くも穏やかな雰囲気です。先ほどのトレッキングで体力を消耗しているはずなのに、一歩一歩進むたびに体に力がわいてくるような気がした。

の道は雪で覆われており、固い深雪をぎつぎつと踏みしめながら頂上を目指していく状態だ。上に行けばいくほど斜面は急になり、道はアイスバーンと化しているため細心の注意が必要だが、頂上へ着けば榛名富士と湖の雄大なコンプレックスが楽しめる。なお、榛名富士の本体に登りたい場合にはロープウェイがあるので、そちらは安全、手軽に景色を楽しむことができるだろう。



「洞窟観音」はツルハシと人力だけで掘削し、50年の歳月をかけて作られた。洞窟の中には、往生楽土をイメージして33体の観音像がぼんやりと照らされ、非日常の空間が広がっている。

健康診断受診状況報告



当建築健康保険組合では、加入者皆様の健康管理・増進にお役立ていただけるよう、当組合健康管理センター並びに全国55カ所の健診機関と委託契約し、被保険者及び35歳以上の被扶養者に各種健康診断を実施しています。また、他の健診機関で受診された場合は、所定の申請書をご提出いただくことで、補助金の交付を行っています。

さらに、40歳以上の加入者を対象に「特定健康診断」・「特定保健指導」も実施しています。

全加入者の受診状況

被保険者10,907名に対し、受診者数は各種健診合わせて10,147名で、受診率は93・0%でした。

一方、被扶養者(35歳以上)は、4,043名に対し、受診者1,054名で、受診率は26・1%と、徐々に増加傾向にあるものの、未だ75%近くの方が未受診となっています。

特定健康診査

40歳以上を対象に実施している特定健康診査は、

被保険者及び被扶養者合わせて、対象者10,575名のうち7,319名が受診されました。受診率は69・2%と当組合が平成28年度の目標とした82・0%には至らない結果となりました。内訳は、被保険者が受診率89・8%、被扶養者は25・9%でした。

特定保健指導

特定健診の結果、治療を始める前にまず生活習慣の改善が必要と判定された方へ、医師や保健師等による特定保健指導をご案内しています。

積極的支援・動機付け支援と判定された方は、合わせて1,716名で、154名が利用され、実施率は9・0%でした。こちらも特定健診同様に当組合が目標とする25・0%には至らない結果となりました。

(表①参照)

婦人科検診

子宮がん検診及び乳がん検診について、全額自費で受診された方を対象に補助金を交付しました。交付件数は子宮がん検診289件、乳がん検診636件となりました。

〈表①〉各種健診実施状況

健診コース等	種 別	対象者数(名)	受診者数(名)	受診率(%)
被保険者	一般健診A	10,907	1,595	93.0
	一般健診B		1,539	
	入社時健診		420	
	生活習慣病健診		5,553	
	人間ドック健診		1,040	
被扶養者 (35歳以上)	生活習慣病健診	4,043	402	26.1
	人間ドック健診		193	
	特定健康診査(40歳以上)		459	
特定健康診査 (40歳以上) 〔再掲〕	全体	10,575	7,319	69.2
	(被保険者)	7,170	6,437	89.8
	(被扶養者)	3,405	882	25.9
特定保健指導	全体	1,716	154	9.0
	(積極的支援)	1,031	88	8.5
	(動機付け支援)	685	66	9.6

当組合健康管理センターのまとめ

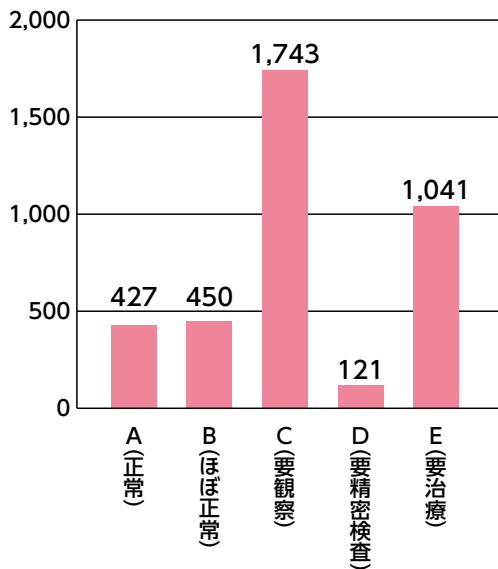
一次健診受診者は3,782名で、1,162名の方が有所見者（要精密検査または要治療）と診断されました（表②参照）。そのうち、生活習慣病とされる「血圧」「脂質」「血糖」の3項目の異常値が圧倒的に多く、全有所見者の約75%を占めました。（グラフ①参照）

また、当センターで実施した精密検査（再検査）は、640名に案内し557名の方が受診されました。受診率は87%です。

精密検査や治療が必要と診断されていませんか？

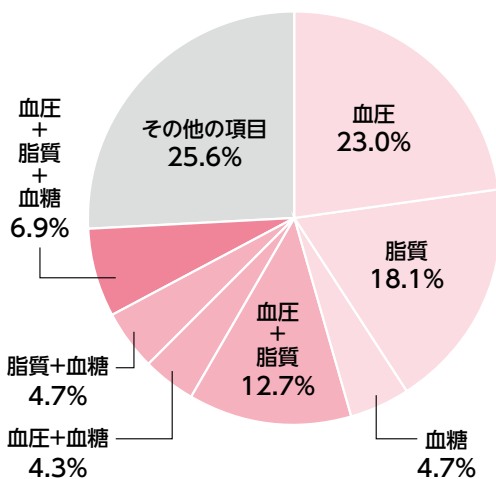
自覚症状がないからと放っておくと、いつの間にか悪化し、重篤な状態となる場合があります。また、がん検診等では、早期に発見し治療を始めることで

〈表②〉総合判定別人数



〈グラフ①〉

有所見のうち生活習慣病に関する項目の割合



受診されていない方もまだ間に合います！

今年度の健診案内は、事業所または被扶養者（35歳以上）のご自宅へ送付していますが、お手元にならない場合は、ホームページをご覧ください。ご連絡ください。（TEL 06-6942-3622）

完治率はグンとアップします。当組合ではデータヘルス計画の一環として、重症化予防対策に取り組んでいます。特に生活習慣病健診（人間ドック含む）の項目に、要精密・要治療と判定されたにもかかわらず、医療機関未受診者にリーフレット等をお送りしています。ぜひ毎年健診を受診し、生活習慣の見直しや早目の医療機関受診等、ご自身の健康管理にお役立てください。

インフルエンザ予防接種一部補助のご案内

当組合ではインフルエンザ予防接種を受けられた方に対して一部補助を実施いたしております。

対象者 当組合の被保険者・被扶養者（市町村の助成等、他法から補助を受けた場合は対象外）

実施期間 平成29年10月1日～平成30年1月31日

補助額 一人につき1,500円（年度1回、費用が1,500円以下の場合は実費を補助）

請求方法 下記①～③の書類をなるべく事業所一括で提出してください。

①インフルエンザ予防接種補助金請求書

②インフルエンザ予防接種者名簿（番号・氏名・実施日・委任印）

③領収書の写し（接種者の氏名がわかるもの）

請求期限 平成30年2月28日

※ 詳細につきましては、当組合ホームページまたは事業部までお問い合わせください。



医療費控除



支払った医療費が高額であった場合は、
確定申告をすることで一定の金額の所得控除を
受けることができます。

「治療」に関する費用は医療費控除ができる

医療費控除とは、その年の1月1日～12月31日までの間に支払った医療費が10万円を超えた場合に、超えた額を確定申告することで、最高200万円まで所得控除を受けられる制度です。これは申告した金額がそのまま返ってくるわけではなく、控除を受けることで所得が減るため、払い過ぎていた所得税が還付されたり、翌年の住民税が減額されるというものです。

医療費は本人の分だけでなく、共働きなどにかかわらず生計が一緒の配偶者や親族の医療費も合算して申告することができます。

平成29年分からは確定申告で領収書不要に

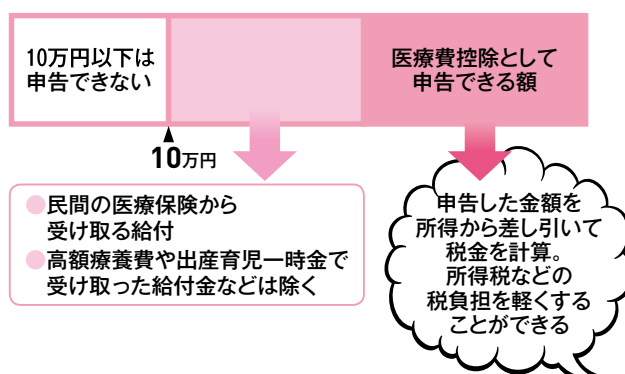
これまで、医療費控除を受ける場合には確定申告書と併せて医療費の支出を証明する領収書(レシート)を添付する必要がありました。しかし、平成29年分の確定申告からは、領収書の代わりに申告者本人が様式に沿って作成した「医療費控除の明細書」、もしくは健康保険組合等の発行する医療費通知の原本を添付して申告することとなります。

その際、領収書は提出せずに済みますが、税務署から提示を

求められたときのために手元に5年間は保管しておく必要があります。医療費通知を利用する場合は領収書の保管は不要ですが、交通費など医療費通知に記載されないものや健康保険の請求事務の都合で医療費通知に反映されていない分は明細書を作成し、領収書を保管しておく必要があります。

なお、平成31年分までは経過措置として従来の領収書の添付による申告も受け付けてもらえます。

■医療費控除の計算イメージ (実際に支払った医療費)



「被扶養者資格確認届」ご提出のお願いについて

被扶養者の資格確認は、厚生労働省通知により、被扶養者の認定状況の確認を毎年実施することとされております。今年度は、平成29年11月1日にご案内をさせていただきました。お手元に「被扶養者確認届」が届いていると思われますので、裏面の注意事項等をよくご覧頂き、必要に応じて添付書類を添えて事業所の指定された期日までに提出いただきますようお願いいたします。

任意継続被保険者の皆様へ

平成29年12月20日が「被扶養者確認届」の提出期日でしたのでまだお手元にお持ちの方は至急ご提出をお願いします。

その他不明な点がございましたら、業務課(TEL06-6942-3623)までご連絡ください。

なお、すでにお届けを当組合にご返送いただいた皆様方につきましては、ご協力誠にありがとうございました。

被扶養者を再確認



保険給付適正化の観点から、現在被扶養者として認定している方の資格再確認を行います。

被扶養者の人数は、75歳以上の後期高齢者医療制度への支援金や、65歳以上の前期高齢者の医療費調整における納付金の額を算出する基礎数値となる非常に重要な数字で、組合財政にも大きな影響を与える数字です。平成29年度の支援金および納付金は約22億87百万円(保険料収入の37%超)にもなっており、健保組合から国に拠出しています。

被保険者の一人当たりの拠出金額は、**20万7,091円**にも達しており、被扶養者の適正な認定に皆様方のご協力の程よろしくをお願いします。

ホームページアドレス

<http://www.kenchiku-kenpo.or.jp>